局・区と改革PTの議論資料

局・部名	こども青少年局
	子育て支援部
担当課名	管理課

項目名	【整理番号 196】 子育て支援(子育ていろいろ相談センター)
局・区の考え方	 [試案] 1 見直しの考え方 ・重複する事業を整理するとともに、地域ニーズに的確に対応して実施することを基本とする ・実施事業の競争性を確保する 2 見直し内容・留意事項 子育ていろいろ相談センター ・平成 26 年度に廃止 [局・区の考え方]
	子育ていろいろ相談センター(以下、センター)は、主に3つの機能を有している。
	 ・試案をうけ、②情報提供や講座・イベントの実施については、試案のとおり、区レベルで実施する子育て活動支援事業に集約することとする。 ・しかし、センターが有している①相談ならびに③後方支援については、下記の条件整備が必要である。 ・①相談については、子育てに関するあらゆる悩みや疑問等について、いつでも気軽に相談できる窓口としての機能をセンターが担っている。試案のとおり、この機能を区役所での相談に集約するにあたり、市民サービスを低下させない

ためには区役所における一定の体制整備が必要である。あるいは、子ども・子育てプラザにおいて体制整備を行ったうえで移行させることなども検討の余地がある。
・③後方支援については、子ども・子育てプラザが区の拠点としての機能を十分に発揮するために、事業企画のノウハウをはじめ、地域における子育て支援にかかる人材の育成やネットワーク形成のノウハウ等、センターがもつ後方支援機能については、少なくとも新たな基礎自治体へ移行されるまでの間は継続し、各区子ども・子育てプラザの機能強化をはかることが必要である。・ただし、これらの事業を各区で実施する場合、各区における経費も必要となり、分散化による経費の増大化を招く可能性があることから、新たな基礎自治体単位での子育て支援を円滑に進めるためには、費用対効果の検証を十分に行うとともに、一定の準備期間を設けたうえで、整理を図っていくことが必要である。

大阪市における子育て支援体制

